

○市長交際費の支出及び公表に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、市政の円滑な運営を図るために、市長等が市を代表し外部の個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「市長交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市長交際費の項目、適用の範囲及び支出額)

第2条 市長交際費の項目、適用の範囲及び支出額は別表1から別表4のとおりとする。

(市長交際費の公開)

第3条 市長交際費の用途は市ホームページ及び市役所本庁1階行政資料コーナーにおいて公開するものとする。

(公開する情報)

第4条 公開する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出額

2 前項各号に掲げる情報のうち個人情報の保護のため特に必要と認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公開の時期)

第5条 市ホームページ及び市役所本庁1階行政資料コーナーにおける公開は、毎月15日までに前月分の市長交際費につき公開するものとする。

(市長交際費の見直し)

第6条 市長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年1月1日から施行し、同日以降に支出される市長交際費について適用する。

(旧要領の廃止)

2 市長交際費の支出及び公表に関する取扱い要領（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条)

項目	適用の範囲		支出額
1 弔慰金	別表2のとおり		別表2のとおり
2 会費・祝金	以下に掲げる行事等に出席する際に必要な会費・祝金 国・県・他市町村・官公署行事 公的団体関係行事 福祉関係団体行事 教育関係団体行事 医療関係団体行事 町内会等関係行事 チャリティー関係行事 民間企業等関係行事 ※① 各種大会・展覧会等行事 ※② 叙勲・祝賀会等の慶祝行事 ※③		(1) 5,000 円から 10,000 円 (2) 会費制の場合は会費額 (3) 近隣市と調整が必要な場合は調整した額 (4) 欠席の場合は必要に応じて祝電対応とする
3 見舞金	市と関係する官公署等の長、国・県・市等の議員(元職を含む)、行政委員会の委員、各種審議会の委員等、市政に深く関わりのある者が、原則として7日以上入院又は1ヶ月以上の自宅療養を要する場合の見舞金で特に必要と認められるもの ※④		10,000 円
4 その他	ア 接遇費	市政運営上必要な懇談等に要する経費	社会通念上適当と認められる金額
	イ 交際物品費	記念品・手土産代など	〃
	ウ 激励金	大会等へ出場する個人又は団体への激励金で特に必要と認められるもの	〃
	エ 電報代	弔電・祝電・その他の電報に係る経費	〃
	オ その他	上記に属さないもので市長が特に必要と認めたもの	〃

〔注釈〕

※①・・・民間企業等関係行事とは、市内企業の起工式、竣工式、創立記念式典及び創立10周年以上の記念式典とする。

※②・・・同じ団体等が定期的実施する発表会・展示会等の同一年行事については、原則として年一回とする。

※③・・・結婚式については、支出しない。叙勲については、市民であることを原則とするが、議員(元議員)にあつては印西市選出区の者を対象とする。なお、印西市政に功績のあった市外の者については担当部等と協議するものとする。

※④・・・一般職の公務員には支出しない。

別表2 (第2条)

区分	対象者	香典	生花又は花環	弔電	備考
市長、副市長、 教育長	市長等本人	10,000円	1基	◎	
	〃の配偶者・実義親・子等	10,000円	1基	◎	
	元市長等本人	10,000円	1基	◎	
近隣市長等 ※①、※②	市長等本人	10,000円	△	◎	
	〃の配偶者・実義親・子等	10,000円	△	◎	
議員関係 ※②	地元選出国会・県議会議員	10,000円	△	◎	
	〃の配偶者・実義親・子等	10,000円	△	◎	
	市議会議員	10,000円	1基	◎	
	〃の配偶者・実義親・子等	10,000円	1基	◎	
	元市議会議員	10,000円	1基	◎	
	元地元選出国会・県議会議員	10,000円	△	◎	
学校関係	小・中学校校長本人	10,000円	1基	◎	
市民関係 ※②	行政委員会等委員本人	10,000円	1基	◎	別表3参照
	〃の配偶者・実義親・子等	10,000円	1基	◎	
	各種審議会等委員本人	10,000円	1基	◎	
	各種団体等の長本人	10,000円	1基	◎	別表4参照
	名誉市民本人	10,000円	1基	◎	※③
	市民荣誉賞受賞者本人	10,000円	1基	◎	
	100歳以上	—	—	◎	
職員	職員本人	10,000円	1基	◎	
	〃の配偶者・実義親・子等	—	—	◎	
上記以外(市長協議)		上記の範囲内で対応			

〔注釈〕

△印・・・生花又は花環について、他市町村との調整による。

◎印・・・弔電について、参列した場合は不適用とする。

※通夜見舞については、その都度協議するものとする。

※①・・・近隣市長等とは、原則として以下に掲げる業務上関係する組織の市町村長等で、現に交際している首長及びその親族を指す。ただし、県内市長等については近隣等との調整によるものとする。

～業務上関係する組織例～

〔 印旛郡市広域市町村圏事務組合、印西地区衛生組合、印旛利根川水防事務組合、
印西地区消防組合、印西地区環境整備事業組合、長門川水道企業団など 〕

※②・・・同居以外の実・義親子については、その都度協議するものとする。

※③・・・印西市名誉市民条例第4条の弔祭料は50,000円とする。

別表3（第2条）

○別表2に掲げる主な者

【行政委員会等委員】

教育委員、監査委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、選挙管理委員会委員

【各種審議会等委員】

固定資産評価審査委員会委員、都市計画審議会委員、景観審議会委員、景観アドバイザー、地区計画建築審議会委員、特別職報酬等審議会委員、総合計画審議会委員、ふるさとづくり運営会議委員、行政改革推進委員会委員、住所表示審議会委員、交通安全対策会議委員、交通指導員、統計調査員、情報公開・個人情報保護審査会委員、国民保護協議会委員、安全で安心なまちづくり推進協議会委員、市民活動推進委員会委員、まち・ひと・しごと創生推進審議会委員、市民参加推進委員会委員、就学指導委員会委員、通学区域審議会委員、公民館運営審議会委員、文化財審議会委員、市史編さん委員会委員、印旛歴史民俗資料館運営委員会委員、社会教育委員、青少年問題協議会委員、学校医、学校歯科医、管理校医、学校薬剤師、学校体育施設開放運営委員、図書館協議会委員、文化ホール運営会議委員、学校給食センター運営委員会委員、青少年相談員、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員、学校適正配置審議会委員、介護認定審査会委員、介護保険等運営協議会委員、福祉有償運送運営協議会委員、地域包括支援センター運営協議会委員、人権擁護委員、保育園嘱託医、保育園嘱託歯科医、福祉事務所嘱託医、子ども発達センター嘱託医、子ども発達センター嘱託歯科医、児童扶養手当障害認定医、民生・児童委員、民生委員推薦会委員、保護司、障害者介護給付費等審査会委員、子ども子育て会議委員、子ども虐待防止対策協議会委員、次世代育成支援対策地域協議会委員、水道事業運営審議会委員、公共下水道事業運営審議会委員、国民健康保険運営協議会委員、健康づくり推進協議会委員、市医、市歯科医、予防接種健康被害調査委員会委員、環境審議会委員、廃棄物減量等推進審議会委員、中小企業資金融資運営委員会委員、産業医、農業振興協議会委員、消防委員、防災会議委員、消防団幹部（本部付分団長まで）、防犯指導員、行政不服審査会委員、空家等対策協議会委員、その他これらに類する者

別表4（第2条）

○別表2に掲げる主な団体

町内会等の長、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、商工会、印西地区食品衛生組合、JA西印旛農業協同組合、交通安全協会、防犯組合、社会福祉法人社会福祉協議会、シルバー人材センター、障害者団体連絡協議会、ボランティア協議会、更生保護女性会、高齢者クラブ連合会、遺族会、印西市建設業組合、建設業災害対策協力会、造園組合、女性の会、子ども会育成会連絡協議会、芸術文化協会、PTA連絡協議会、私立幼稚園連合会、スポーツ協会、スポーツ少年団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他これらに類する団体